

日本建築学会 建築にかかわる社会規範・法規範特別調査委員会

質の高い建築が有すべき性能

1. 建築の質の分類・・・2種類に「質」を分類
2. 建築の質の多様な側面・・・「質」の定義のしかた自体が多様である
3. 質から見た建築物の特性・・・多様な評価軸が存在することが建築物の特性
4. 質の高い建築物が有すべき性能について・・・「質」の定義については課題として残し、「有すべき性能」を取りまとめる事を試みた。
 - 4-1) 建築物単体に固有の性能について・・・「安全」「防災」「健康」など人間の生存にかかわる基礎的分野
 - 4-2) 地球環境への配慮や地域の景観形成等について・・・外部に及ぼす影響・作用
 - 4-3) 建築の造形性についての質の議論について・・・定量化はできないが評価はできる
 - 4-4) 時間軸を第一の視点において考える性能について・・・新築とそうでないものの評価の違い
 - 4-5) 低炭素社会化・コンパクトシティの形成・都市の縮退制御に関係する性能について・・・新たな課題
 - 4-6) 特に「人」との関係における建築の性能について・・・バリアフリーからユニバーサルデザインへ
 - 4-7) 伝統的木造建築を評価する際の性能と「質」の矛盾について・工学的な評価とは別の切り口が必要
 - 4-8) 地域間競争という視点から見た都市と建築の質の評価について・競争力の背景としての建築

建築に関する基本理念

- ・「質」を論じたときの価値観を形成しているものを「理念」として6つの「理念系」にまとめた
 - ・「公共性の尊重」と「文化性の体現」を前提としている
- 1) 建築はその所有形態に関わらず公共的な性格を持つものであり、これに建築の本来的にもつ社会的・文化的意義を合わせて、国民に対する公共の福祉を実現することを共通の理念とする。
 - 2) 建築は、場所と時代に対応し、その建築が社会から求められる「安全」「健康」「環境」に関する質を具備するものであること。またそれを適切な管理の下に維持し続けること。
 - 3) 建築は、建てられる場所に調和し、その空間的な変遷に対して適切に位置づけられる存在であること。加えて、社会から求められ適切とされる質を維持し続けるものであること。
 - 4) 質の高い建築を作り出すための諸制度は、国民一般の理解を得やすくまた誤解を呼ばないものとし、建築を豊かな社会生活のための基盤とするための諸施策と連動した社会的共通資本として整備すべきであること。
 - 5) 質の高い建築を実現するために必要とされる要素は「人」「システム」「技術」「報酬」それに「時間」であり、建築を実体化するための企画から設計・監理・施工の各段階において、関係者はこれらの諸要素が不足なく供給されるよう施策を講じること。
 - 6) 高い質を実現した建築が優良な社会資産として蓄積されることにより、国と地域の文化性を体現し、魅力ある都市づくりと、美しく活力のある地域づくりにつなぎ、ひいては世界から尊敬される社会を作り上げることを国民共通の理念とする。

建築に係る関係者の責務および役割

・行政関係は「地方分権」、専門家には「権限付与と責任強化」、建築主責任の明示

- 1.(行政)国、自治体
 - ・・・国は基本理念を示し、基本政策を策定する。自治体は地域にあわせて施策を執行する
- 2.(建築主等)建築主、事業主、投資者、など
 - ・・・建築主・事業主の責任の明示
- 3.(管理者等)所有者、管理者、など
 - ・・・質の維持に関する責任の所在
- 4.(専門家)設計者、技術者、施工者、管理技術者、等
 - ・・・社会の負託にこたえる事によって基本理念の実現を使命とする
- 5.国民の責務
 - ・・・基本理念の実現に協力する事

理念法としての「建築基本法」について

・質の高い建築を実現する手段として基本理念を述べる「基本法」の制定について議論した
・建築分野の基本法が存在する事が、国民にどのような恩恵をもたらすのかを明確にする必要がある

- 1.基本法の基本原則
 - ・・・大きな価値を総合的かつ効率的に実現する事を目的とする
- 2.建築基本法の存在によって可能になる建築
 - ・・・高い理念を実現するために、建築界に蓄積された知見と人材を活用する
- 3.基本法と基準法の並存
 - ・・・最低基準を確保することと、より高い質の建築を実現する方策とを並存させる
- 4.関係者の責務の記述
 - ・・・関係者の責務をひとつの法律に記述する事で、相互の関係を明確にする
- 5.美しい空間環境を作り出すための施策
 - ・・・都市計画と建築単体の中間の領域を制御する施策について述べる
- 6.建築に関する国民的議論を
 - ・・・財産権と公共の福祉の関係などについて、国民的議論の機会を持つべきである

付帯意見・その他の問題提起等

- 意見1 建築基本法と新しい建築法体系の原則について
- 意見2 建築基本法を制定することにより、建築基準法にとらわれない
新たな建築の地平を開くことができることに期待する
- 意見3 建築法制度の基本を「仕様規定・確認型」から
「性能規定・協議調整型」に変えるべきである。
- 意見4 都市環境・地域環境と居住にかかわる建築の質を向上させるための問題提起
- 意見5 デベロッパー（事業）法の制定を
- 意見6 都市環境の将来像を、社会経済的な問題との関連で
国民的議論を沸き立たせる施策の必要性
- 意見7 工事中の設計変更をスムーズに行えるようにすることが、
質の高い建築の実現につながるのではないか